

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和4年3月3日(木)午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、橋本恵美、田原大輔、冨田照代
事務局：石田書記長、石本書記長補佐、光谷書記長補佐、松宮書記、山下書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：天谷菜海、水口亜樹、坂口奈美
- 5 会長あいさつ(略)
- 6 農林水産部副部長あいさつ(略)
- 7 議事録署名委員：冨田照代、橋本恵美
- 8 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・令和4年度 目標増殖量について
 - ・コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について
 - (2) その他
 - ・議事録署名員指名

原田会長：それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、冨田委員と、橋本委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいた

します。

・令和4年度 目標増殖量について

原田会長：それでは、議事に入ります。

今回、諮問事項はございません。協議事項に入ります。

本日の議題は2つです。

1つ目の令和4年度 目標増殖量について、事務局から説明を求めます。

事務局：よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたく思います。

この議題で使います資料は、ホチキス止めの資料1で、6ページまでございます。

不足のある委員様はいらっしゃいますでしょうか。

では、改めて説明を始めさせていただきます。

ここでの議題は、何度か算定方法についてここ数回の委員会で御協議いただいていた令和4年度の目標増殖量についてです。毎年、各内水面漁業協同組合様へ指示している目標増殖量について、前回決定させていただいた新しい算定方式を用いて計算したものを事務局のほうからお示ししまして、その内容で当委員会から各漁協様へ指示してよいかどうか、その是非について御協議いただきたく思います。

ここから目標増殖量というものについて簡単な御説明申し上げたいと思います。

まずは資料1の一番上、1ページを御覧ください。

これは、なぜ目標増殖量を示すのかというものの根拠を示したものです。根拠としては、漁業法の規定というものがあまして、第五種共同漁業権、つまりは内水面での共同漁業権の免許を受けたもの、つまりは漁協様なんですけれども、その漁獲対象である水産動植物を増殖させる義務を負うというのがございます。これに基づき、その義務を果たす指標としまして目標増殖量というのを定めまして、例年、当委員会から各漁協様へ指示しているものであります。

次に、1枚めくっていただいて2ページのほうに進みます。

横長の表がついているものですが、これは目標増殖量の算定方法を示した資料でございます。

過去に何度かお示ししているため、見覚えのある委員様もいらっしゃるかと思いますが、昨年度まで用いていた目標増殖量の算定方法、こちらに加えまして、前回の委員会で決定された部分を追記させていただきました。

変更部分が太字となっております。

組合収入と放流実績、こちらが急な増減をして、それに伴って目標増殖量が急な変動をするという事態を防ぐため、組合様が行っている漁場管理活動を評価するため、こちらの2点を組み入れ、各数値の平均の取り方と、増殖に資する漁場管理活動というものの費用を控除の形で算定に組み入れたというのが新しいところです。

この資料のような手順で目標増殖量を算定しておりますが、算定する数値のみが若干変わりました計算の流れ自体には変更がございませんので、申し訳ありませんが、ここの説明は、すみません、省略させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

そして、さきの方法で実際に計算した目標増殖量、令和4年度の目標増殖量について各漁協様にお知らせしようとしているものが3ページ目でございます。

見ていただきますと、各漁協様の漁業権魚種、このうち、こいにつきましては、また次の議題で改めて説明申し上げますが、全国的な状況としまして、コイヘルペスウイルス病、これの蔓延防止のため、持ち出しや放流が一部制限されているという状況がございまして、増殖が困難であるという観点から、例外的に目標増殖量を示さないということとしています。

続きまして、4ページから6ページ、これが本年度、令和3年度の各漁協様の増殖の実績と令和3年度の当初に示させていただいた目標増殖量の達成状況並びに、先ほど算定してお示した令和4年度の目標増殖量との参考の比較についてまとめた表でございます。

この中で、令和3年度の目標増殖量を残念ながら達成できなかったという部分に関しましては、黄色く着色させていただいております。

この中で主たるものが放流用の漁業権魚種わかさぎの発眼卵を入手できなかったことによる放流不能分であります。

そのほかの未達成の部分についても、種苗の入手ができなかったというやむを得ない理由がございまして、これらは令和4年度の目標増殖量への繰越しは行わないという方針にしたいと思います。

ページ6に未達成の理由等の詳細についてこのようにさせていただいております。

事務局としましては、3ページでお示した令和4年度目標増殖量につきまして、この内容で各内水面漁協様のほうへお伝えしたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、その是非について御協議いただきたく思います。

本議題の事務局からの説明は以上となります。

原田会長：説明が終わりました。目標増殖量について、委員の皆さんから何か御意見がございますか。

埴田委員：すいません。ちょっと何回か欠席をしております、多分、前の委員会で既に御説明がされているかもしれないですが、令和3年度の増殖実績がどこの漁協さんでもすごく200%増とか、400%増とかになっているんですけど、これは目標増殖量の算定方法が変わったからかなと思うんですけど。それが1点と。

それから、産卵床の造成の面積、中部漁協さんとかもかなり面積が増えているんですけど、もし差し支えなければどういうことをどこら辺でされたのかというのをちょっと教えていただければと思います。

この2件です。

事務局：お答えいたします。

まず、目標増殖量を大幅に上回って、各漁協さん放流をされているという部分に関してなんです、こちらに関しましては、算定方法が変わったからというわけではなく、例年、漁協様方、大変大きな数量、目標を超えて放流されているということでございます。

それから、産卵床の造成に関しましては、面積のほうはお伝えいただいているんですけども、どこで行っていただいたかということに関しましては、今、手持ちの資料で御説明できかねますので、すみませんが、また御連絡させていただきたいです。

原田会長：竹原委員、分かりますか。産卵床造成のした場所。中部の管内で。

竹原委員：今言う8号線の下で何か所か、人工造成、去年なんか2カ所か3カ所やりました。

原田会長：ありがとうございます。そういうことでよろしい？

埴田委員：はい。何か重機とかを使って、河床が出るように、砂利が出るようにといううな、そういう。

竹原委員：重機を使って、一応国交省の許可をもらって。重機を使って産卵しやすいような状況を3カ所ほど造って。

埴田委員：ここ1カ所当たりかなり広い面積、3カ所。

竹原委員：結構広いですよ。

埴田委員：広いですよ。分かりました。

竹原委員：ほんでも、広く取っても水の流れによってよし悪しがありますので。何か所か分けて、水の入りやすいところを人工産卵場所を造っているわけです。

埴田委員：はい、分かりました。ありがとうございました。

原田会長：ほかにはございませんか。

竹原委員：ほとんどあゆ、あまご、いわな、そういうような形、やまめとか、そういうようになっているんですけど。一つ例挙げますと、足羽川の場合、にじますってあ

るんですね。これはどういう。にじますという、僕はもう外来種っていうふう
に考えてたのですが、こういった放流というのは足羽だけという形でこれ認め
られているんですかね。

よその河川でない、足羽だけがこういうふうに出ている。

事務局：おっしゃるように、にじますは移入種になりますので、やはりそういう生物多
様性とか遺伝性みたいなところも考慮すると、あまり好ましくはない。

行く行くは減らしていく方向に持っていくような話にはなっていたと思いま
すが、これも、今はもうありませんが、過去にあまご、福井県でやったと思うん
ですが、これもある程度時間をかけて、いきなりなくしますとやっぱり社会的な
影響もありますので、徐々に徐々になくしていったという経緯もありますので、
にじますについても……。

竹原委員：徐々に減らすということですね。

事務局：その方向で考えております。

原田会長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：ないようですと、令和4年度の目標増殖量に関しましては事務局の提示したよ
うな案に決定してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

原田会長：ありがとうございます。挙手全員です。

事務局に、この公示の通知の手續につきましては、事務局に一任してもらいた
いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

・コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

原田会長：それでは、協議事項2つ目のコイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員
会指示について、事務局から説明をお願いします。

事務局：よろしく申し上げます。

それでは、また議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたく思います。
ホチキス止めの資料2で、5ページまでございます。

不足のあるかたはいらっしゃいませんか。

では、説明に入らせていただきます。

2つ目の議題は、コイヘルペスウイルスの蔓延防止のため、過去に感染歴のある
水域からのコイの移動を制限する委員会指示についてです。

本年度の当初、ちょうど1年前に発令したものと同様のものを来年度からも発
令しようというものでございます。

資料2の1から2ページに概要をまとめさせていただいております。

福井県では、平成16年から平成18年にかけて複数の河川水系でウイルスの感染が見られたコイが確認されまして、移動を制限する区域も同じように拡大してきたという経緯があります。

全国の河川や湖沼でも状況は同じでして、3ページにございます水産庁の統計によりますと、今までに天然水域だけでも累計400を超えるような水域で感染が確認されております。

事前送付させていただいたものの後に、統計のほうが更新されまして、3ページの統計表、最新のものに差し替えさせていただいております。令和3年の12月までのものになっております。

これらの感染が確認された河川のコイというのは、現在は抗体を獲得していると思われ、発症せず、死亡もしておりませんものの、依然としてウイルスを保有している可能性がございます。これを抗体を持たない、感染したことのないウイルスも持っていないというようなコイが生息する水域へ持ち込んでしまうと、さらなる感染拡大と大量のコイの死亡、斃死を招くおそれがございます。

このような状況を鑑みまして、国はウイルス発生水域のコイの移動を制限するという防疫指針を打ち出しまして、それに従い、各都道府県が委員会指示等で現在に至るまで蔓延防止に取り組んでおります。

この中で、各都道府県は全国内水面漁場管理委員会連合会、こちら当委員会の上位機関、全国的な委員会なんですけれども、ここを通して国の各機関へ状況改善の要望を上げ続けており、国からはワクチンの研究等を進めると、その旨回答がございますが、現状のところ、具体的な解決策等は示されていない状況にあります。

以上のことから、福井県でもコイヘルペスウイルス蔓延防止の委員会指示の継続をすべきと考え、今回、議題に上げさせていただいた次第でございます。

指示の内容としましては、大きく分けまして、ウイルス感染歴のある水系からコイを持ち出さないこと。また、ウイルス感染の疑いがあるコイを感染の確認されていないような水系に放流しないことの2点でございます。

区域につきましては、4ページに参考として県内の感染状況を示した地図をつけさせていただいております。

実際の委員会指示の文書案は5ページに示してあり、この内容で発令を考えておりますが、委員様方にはこの是非について御協議いただきたく思います。

説明は以上とさせていただきます。

原田会長：事務局からの説明が終わりました。このコイヘルペスウイルスについて、何か御意見ございますか。

竹原委員：ちょっと教えていただきたいんですけども、資料2の地図書いてある中で、A、B、Fと分けてあるんですけども、Bの私ども九頭竜川の水系になってい

るんですけれども、九頭竜川、この範囲に入っていますが、その近隣に、例えば足羽とか、それから日野川とかはそこに入ってないんですけど、その分けたわけというのはあるのでしょうか。

水系としてはBとしてなっていて、資料2の一番最後のところで、管理委員会の報告第1号の中で、早瀬と九頭竜と大聖寺と3つ分けてありますが、全部が網になっているわけでもなくて、ここだけ分けてあるというのは何か訳があるのでしょうか。そこを教えてください。

事務局：すいません。ちょっと確認させてもらってよろしいでしょうか。九頭竜川水系を規制している水域として書いてあるのに、日野川とかが除外されているという解釈でよろしいでしょうか。

竹原委員：はい。日野とか足羽川とかその近隣の。

事務局：説明させていただきます。

こちら、九頭竜川水系という表現になりますと、足羽川とか日野川、こちらも含めての九頭竜川水系ということになりますので、九頭竜川河口からつながっている川は全て支流、本流が規制の対象の水域ということになります。

そういうことで、除外とはなっておりません。

事務局：逆に言うと、括弧書きで（本流および支流）って何でそうやってわざわざ書いたのかなというのが。九頭竜川水系だけでいいんじゃないのということですよ。

竹原委員：そうそう。はい。

事務局：また確認はさせていただきますが、決して日野川、足羽川が抜けているわけではない。

竹原委員：分かりました。

原田会長：ほかにありませんか。

田辺委員：三方五湖では早瀬川水系ということで、コイヘルペス確認されています。ここから生きたままの移動は不可ということで、うちらも努めているわけですが、食用ってはっきり分かっている場合でも生きたままの移動は不可ということなんですかね。

事務局：食用の場合でも生きたままでは不可とさせていただいております。

いずれ、コイを殺してしまうということなので、蔓延の可能性は殺してしまうまでまだ可能性があるということで、生きたままでの持ち出しは、すいませんが、禁止とさせていただいている次第です。

田辺委員：それと、今の生きたままの移動なんですけど、このヘルペスというのは薬か何かで止めるというような方法はないですかね。

事務局：現在、研究機関のほうでは感染したコイへの治療というところは確認できていないんですけども、ワクチンといますか、感染を防ぐための傾向の薬品とい

いますか、というのが開発されているというお話は聞いておりますが、いまだ販売や流通しているというような情報はちょっとございません。

田辺委員：というのは、いろんな箇所から大型のコイを観賞用に欲しいという情報がどんどん飛んできているわけですね。その情報元ですね。うち分けてほしいというようなところが、このヘルペスにかかった地域なのかということも判断できない。だから、県外への持ち出しは当然できないという話を聞いているんですが、実際に滋賀県なんかで大きいコイを欲しいという要望がだんだん入ってくるわけですよ。だから、そういうのが漁師にとって大きな収入源、もともととても大きい収入源であったんですが、それが絶たれている。だから、その捕まえたコイを消毒した池に何日か置いておけばオーケーだというような、何かそういう認識は持たれていないんですか。

事務局：生きたまま、特に観賞用と言うとニシキゴイとかも当然かかってはくると思いますけれども、その辺、既発生水域同士とか、そういったところのやり取りどうしてるのかというのは、ちょっとまた我々の情報を含めて集めてみたいなと思います。

ただ、現状ではやはり薬品はまだ研究段階なので、今すぐに移動できるというものではないということで御了解いただければと思います。

田辺委員：いろんな提供されていると思うんですが、それが可能になったときは何か情報をいただけるというふうに解釈しておけばよろしいでしょうか。

事務局：そうですね。また、我々も国の機関と情報交換していきますので、新たな情報はまたお出ししたい。

田辺委員：はい、ありがとうございます。

事務局：ちょっと補足しますと、29年度に一度、農林水産省の消費安全局に要望には行きました、私も。そのときも状況をお話して、コイ、結構収入源になるし、コイの販売をしてほしいという方がいらっしゃるということをお伝えしましたけれども、現状では非常に感染力が強いということで、蔓延防止の委員会指示については国としても回避するわけにはいかないというような状況です。

それと、新潟県へニシキゴイ、輸出もしていますけれども、同じ池である程度の期間飼って、水槽にいた魚、販売するとは別の個体を検査して、かかっていないというようなことで、無病の証明を出して輸出をしているというような状況であります。

田辺委員：結構です。

原田会長：よろしいか。

田辺委員：はい。

原田会長：ほかにありませんか。

ないようですと、事務局の提示の委員会指示案について、この内容で発令することによろしい方は挙手願います。

(賛成者挙手)

原田会長：ありがとうございます。挙手全員です。

発令の手續以降については、事務的な作業については事務局に一任することいたします。

ほかになれば、以上で協議事項のほうを終了いたします。

・その他

原田会長：この後はその他に移りますが、何か発言ございましたらその他のことで御発言をお願いします。

何でも結構でございますので。

田辺委員：資料1の増殖量の話ですが、わかさぎに関しては何年か種苗が入らない状態になっているかと思えます。今年度はどうなのか、ちょっと私には分かりませんが、それをまたお聞きしたいのと、今、三方五湖で県の内水面総合センターの方がわかさぎについて調査を開始してくれています。大いに期待をしているところですが、そうやるにしても卵ですね。放流せずに本当に天然でわかさぎが増えていくものなのかなというのがちょっと疑問を持っています。その辺も含めて、種苗ですね。卵の入手に力を入れていただいて、目標が放流できるように努力していきたいと思えます。以上です。

事務局：わかさぎの卵の入手は、全国的に今非常に少なく難しくなっております。特に諏訪湖だかの陸封型の卵を我々放流していたわけですけれども、三方五湖、海に開けてますので、それは本当に効果があるのかという点なども含めて、また研究させていただきたいなと思えますし、最新の研究所もDNAを用いたこともやりながら、効果の出る放流のやり方あるいは卵についてまた御提示できればなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

田辺委員：ありがとうございます。

原田会長：委員の皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声あり)

原田会長：事務局のほうから何かありませんか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和4年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員